

別紙6

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

改 正 前	改 正 後
<p>第一 (略)</p> <p>第二 人員に関する基準（基準省令第二条）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 栄養士</p> <p>基準省令第二条第一項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（<u>栄養改善法第九条第一項に規定する栄養指導員をいう。</u>）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第四 運営に関する基準</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 食事の提供（基準省令第十四条）</p> <p>(1) 食事の提供について</p> <p><u>入所者の身体の状態・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。</u> (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>13～32 (略)</p> <p>第五・第六 (略)</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 人員に関する基準（基準省令第二条）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 栄養士</p> <p>基準省令第二条第一項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（<u>健康増進法第十九条に規定する栄養指導員をいう。</u>）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第四 運営に関する基準</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 食事の提供（基準省令第十四条）</p> <p>(1) 食事の提供について</p> <p><u>入所者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入所者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の入所者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>18～32 (略)</p> <p>第五・第六 (略)</p>

別紙7

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

改 正 前	改 正 後
<p>第一～第三（略）            第四 運営に関する基準                1～14（略）            15 機能訓練                基準省令第十七条は、介護老人保健施設の入所者に対する機能訓練については、医師、理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士（理学療法士又は作業療法士に加えて配置されている場合に限る。）の指導のもとに計画的に行うべきことを定めたものであり、特に、訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練が行えるようにすること。                なお、機能訓練は入所者一人について、少なくとも週二回程度行うこと。</p> <p>16（略）            17 食事の提供（基準省令第十九条）                (1) 食事の提供について</p>	<p>第一～第三（略）            第四 運営に関する基準                1～14（略）            15 機能訓練                基準省令第十七条は、介護老人保健施設の入所者に対する機能訓練については、医師、理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士（理学療法士又は作業療法士に加えて配置されている場合に限る。）の指導のもとに計画的に行うべきことを定めたものであり、特に、訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練が行えるようにすること。                なお、機能訓練は入所者一人について、少なくとも週二回程度行うこととする。                <u>また、その実施は以下の手順により行うこととする。</u>                イ <u>医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、入所者ごとのリハビリテーション実施計画を作成すること。リハビリテーション実施計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図るものとする。なお、リハビリテーション実施計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとする。</u>                ロ <u>入所者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーションを行うとともに、入所者の状態を定期的に記録すること。</u>                ハ <u>入所者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。</u>                ニ <u>リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達すること。</u></p> <p>16（略）            17 食事の提供（基準省令第十九条）                (1) 食事の提供について</p>

入所者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行うこと。(略)

(2)～(7) (略)

18～33 (略)

第五・第六 (略)

個々の入所者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うように努めるとともに、入所者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行うこと。(略)

(2)～(7) (略)

18～33 (略)

第五・第六 (略)

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 45 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

改 正 前	改 正 後
<p>第一 (略)</p> <p>第二 指定の単位等について (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 例外的に、</p> <p>① 療養病棟（法第八条第二十六項に規定する療養病床等に係る病棟をいう。以下同じ。）を二病棟以下しか持たない病院及び診療所</p> <p>② 病院であって、当該病院の療養病棟（医療保険適用であるものに限る。）の病室のうち、当該病棟の病室数の二分の一を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を受けようとするもの</p> <p>③ 病院（指定介護療養型医療施設であるものに限る。）であって、当該病院の療養病棟の病室のうち、当該病棟の病室数の二分の一を超えない数の病室を定め、当該病室に入院する者について療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十二条第一項の療養の給付をいう。）を行うために指定介護療養型医療施設の指定を除外しようとするもの</p> <p>のいずれかについては、病室単位で指定を受け、又は除外することができるものとする（②及び③に係る指定の効力は、<u>平成二十一年三月三十一日</u>までの間に限る。）。この場合、看護・介護要員の人数については、医療保険適用病床及び介護保険適用病床各々において、基準省令の人員に関する基準を満たしていればよく、また、設備については、当該病室を含む病棟全体として、基準省令の設備に関する基準を満たしていればよく、介護保険適用の患者専用の食堂等を設ける必要はない。</p> <p>第三 (略)</p> <p>第四</p> <p>1～14 (略)</p> <p>15 食事の提供（基準省令第十九条）</p> <p>(1) 食事の提供について</p> <p>入院患者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行うこと。（略）</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 指定の単位等について (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 例外的に、</p> <p>① 療養病棟（法第八条第二十六項に規定する療養病床等に係る病棟をいう。以下同じ。）を二病棟以下しか持たない病院及び診療所</p> <p>② 病院であって、当該病院の療養病棟（医療保険適用であるものに限る。）の病室のうち、当該病棟の病室数の二分の一を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を受けようとするもの</p> <p>③ 病院（指定介護療養型医療施設であるものに限る。）であって、当該病院の療養病棟の病室のうち、当該病棟の病室数の二分の一を超えない数の病室を定め、当該病室に入院する者について療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十二条第一項の療養の給付をいう。）を行うために指定介護療養型医療施設の指定を除外しようとするもの</p> <p>のいずれかについては、病室単位で指定を受け、又は除外することができるものとする（②及び③に係る指定の効力は、<u>平成二十四年三月三十一日</u>までの間に限る。）。この場合、看護・介護要員の人数については、医療保険適用病床及び介護保険適用病床各々において、基準省令の人員に関する基準を満たしていればよく、また、設備については、当該病室を含む病棟全体として、基準省令の設備に関する基準を満たしていればよく、介護保険適用の患者専用の食堂等を設ける必要はない。</p> <p>第三 (略)</p> <p>第四</p> <p>1～14 (略)</p> <p>15 食事の提供（基準省令第十九条）</p> <p>(1) 食事の提供について</p> <p><u>個々の入院患者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うように努めるとともに、入院患者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行うこと。（略）</u></p>

(2)～(7) (略)  
第五・第六 (略)

(2)～(7) (略)  
第五・第六 (略)